

沼津市文化財保存活用地域計画

令和6年11月

沼 津 市
沼津市教育委員会

例言

- 1 本書は、文化財保護法第183条の3に基づく「文化財保存活用地域計画」として作成しました。
- 2 本計画の作成にあたり、文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業 文化財保存活用地域計画作成）を受け、実施しました。
- 3 本計画の執筆・編集は、文化庁や静岡県の指導のもと、沼津市教育委員会文化振興課が行いました。また株式会社フジヤマに作成支援業務を委託しました。
- 4 作成にあたっては、「沼津市文化財保存活用地域計画作成委員会」を組織し、検討を行いました。また、あわせて「沼津市文化財保護審議会」への意見聴取を行いました。
- 5 本計画の計画期間は、令和7年度から同14年度までの8年間です。
- 6 本計画に掲載した画像は、特に出典等の記載がないものは、沼津市もしくは沼津市教育委員会が撮影したものです。
- 7 本書は計画編と資料集で構成されています。なお計画編第2章第2節以降に記されている資料No.は資料集に掲載されている一覧と対応しています。
- 8 歴史文化資産（文化財）の所在地は、収蔵されている場所を記載しています。（例：「浮島沼周辺の農耕生産用具」の所在地は第三地区の歴史民俗資料館）

凡例

- 1 本文中の「《●●》」の●●は、地区名を表します。（例：《第一》・・・第一地区）なお、本文中に地区名を記載する際は「●●地区」と表記します。
- 2 歴史文化資産（文化財）の種類などについて、本文の表などでは以下の略称を使用します。（表12参照）

文化財の種類	略称
指定・登録文化財	指定等
有形文化財（建造物）	有建
有形文化財（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）	有品
無形文化財	無形
民俗文化財	民俗
記念物（遺跡）	遺跡
記念物（名勝地）	名勝
記念物（動物・植物・地質鉱物）	天然
文化的景観	景観
伝統的建造物群	伝建
埋蔵文化財	埋文
文化財の保存技術	技術
未調査の石造物	石造
縁の地	縁地
歴史的産業	産業
伝承・地名・方言	伝承

沼津市文化財保存活用地域計画

目 次

序 章	計画作成の目的と位置付け	1
第1節	計画作成の背景と目的	1
第2節	地域計画の位置付け	3
第3節	計画作成の体制	15
第4節	計画作成の経過	16
第5節	計画の期間、進捗管理と自己評価の方法	17
第6節	対象とする歴史文化資産の定義	18
第1章	沼津市の概要	20
第1節	自然的・地理的環境	20
第2節	社会的環境	33
第3節	歴史的背景	41
第2章	沼津市の歴史文化資産の概要	52
第1節	歴史文化資産の概要	52
第2節	市内の歴史文化資産	57
第3章	沼津市の歴史文化の特性	80
第1節	沼津市の歴史文化の概要	80
第2節	沼津市の歴史文化の特性	80
第4章	歴史文化資産の把握と調査	94
第1節	既往調査の成果と現状	94
第2節	歴史文化資産の把握と調査の課題	100

第5章	歴史文化資産の保存・活用	101
第1節	保存・活用の将来像	101
第2節	保存・活用の現状と課題	102
第3節	保存・活用の方針	106
第4節	保存・活用の措置	110
第6章	歴史文化資産の総合的・一体的な保存と活用	120
第1節	関連文化財群と保存活用区域の設定	120
第2節	関連文化財群	123
第3節	文化財保存活用区域	130
第7章	歴史文化資産の防災・防犯	154
第1節	防災・防犯に関する現状と課題	154
第2節	防災・防犯に関する方針	157
第3節	防災・防犯に関する措置	159
第4節	防災・防犯の推進体制	161
第8章	歴史文化資産の保存・活用の推進体制	163
巻末	資料集	169